

町田市への遺贈・相続財産の寄附をお考えの方へ

昨今、「自分が亡くなった後に残った財産を、お世話になった町田市へ寄附して将来の町田に役立てたい」、「故人が町田市にお世話になったので、その遺産を町田市のために役立ててほしい」といったご相談をいただくことが多くなり、町田市への遺贈・相続財産の寄附が増えてきています。

町田市では、このようなお申し出にお応えするため、遺言による寄附（遺贈）、相続財産の寄附を承り、市政運営へ活用させていただいています。

いただいたご寄附の使い途

Q 町田市へ寄附したお金は、どのような使い途や目的に使われるの？

A 町田市の未来への投資の財源として、寄附者が指定する下記のような使い途や事業に活用させていただきます。

まちだ未来づくりビジョン2040
まちづくり基本目標による使い途

赤ちゃんに選ばれるまちになる

未来を生きる力を育み合うまちになる

自分らしい場所・時間を持てるまちになる

いくつになっても自分の楽しみが見つかるまちになる

人生の豊かさを実感できるまちになる

つながりを力にするまちになる

ありのまま自分を表現できるまちになる

思わず出歩きたくなるまちになる

みんなが安心できる強いまちになる



里山環境の保全・活用



地域コミュニティバス



地域介護予防活動の支援



まちだキッズアントレプレナープログラム 町田市

遺言による寄附（遺贈）をお考えの方へ

遺贈とは、ご自身の死後に残した財産を、遺言によって特定の個人や団体に与える（寄附する）ことをいいます。町田市への遺贈による寄附にあたっては、下記の【お願い】をご確認いただきご検討ください。

【お願い】

①遺言書の作成様式

遺言書には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。
ご自身の生前の想いを確実に実現させるため、「公正証書遺言」をお勧めいたします。
作成にあたっては、弁護士、司法書士等の専門家へご相談ください。

公正証書遺言	公証役場で承認立会いの下、作成します。手数料がかかりますが、公証人が確認するため、不備が起こりづらく、また原本が公証役場に保管されるため、紛失や改ざん等の恐れがありません。
自筆証書遺言	ご自身が遺言書内容、作成日付及び氏名すべてを自筆で書き、押印したものです。手軽に作成できますが、不備があり無効となったり、遺言の紛失や改ざんの恐れがあります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">法務局に自筆遺言書保管制度があります。遺言書の紛失・改ざん防止に加え、死後、推定相続人、受遺者及び遺言執行者等のうち1名に対し、法務局に遺言書が保管されている旨を通知することができます。</div>



②留意事項

遺言書の作成にあたっては、以下の点にご留意くださいますようお願いいたします。

記載事項	遺贈先（受遺者）	東京都町田市 （所在地：東京都町田市森野2丁目2番22号）
	遺贈財産	負債や有価証券、不動産などお引受けできない財産がありますので、「財産のすべて」といった包括的な記載はお避けください。 「現金〇円」などのように財産を特定した記載をお願いいたします。
	遺言執行者	遺言の内容を確実に実現するため、遺言執行者をご指定ください。多岐に渡る手続きがあるため、弁護士、司法書士などの専門家の指定をお勧めいたします。
留意事項	遺留分	配偶者や直系の相続人には、法律上、一定額の相続財産が保証されています。支障なく遺贈手続きが進むよう、遺留分に配慮した遺言内容の検討をお願いいたします。

③遺贈、相続財産、遺言書作成等に関する無料相談窓口

町田市では、遺贈、相続財産、遺言書等の作成について無料相談をお受付しております。詳しくは、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

・無料相談についてお問い合わせ先：町田市政策経営部広聴課（市民相談室）TEL：042-724-2102

※無料相談は町田市在住の方のみご利用になれます。

相続財産の寄附をお考えの方へ

Q 相続した財産を町田市へ寄附することはできますか？

A

町田市では、故人から相続した財産を町田市へ寄附したいという申出に対して、寄附の受付を行っています。また、相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内）に町田市にご寄附いただいた場合、その財産については相続税が非課税となる優遇措置がありますので、詳細についてはお近くの税務署にお問い合わせください。

町田市への寄附の
お問い合わせ先

町田市財務部財政課
〒194-8520
東京都町田市森野2-2-22



042-724-2149